

第 22 期
大分海区漁業調整委員会

第 3 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 3 年 7 月 28 日(水) 午後 2 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第2回委員会議事録

1. 開催日時 令和3年7月28日(水) 午後2時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞 一 (会長、議長)
阿部 貴 史
藤本 昭 夫
齋藤 信 二
須川 直 樹
渡邊 英 敏
疋田 一 則
清家 皆 一
山本 勇
小野 裕 佳
濱田 貴 史
阿部 義 広
森崎 真 吾
山尾 和 久
本庄 新
- 事務局 大塚事務局長、大石事務局次長、三ヶ尻主幹、大竹主任
- 農林水産部 景平審議監
- 漁業管理課 高野課長、甲斐主任
- 水産振興課 大屋課長、倉橋課長補佐、安部主任
- 臨席者 北部振興局 岩野英樹、東部振興局 平澤敬一、
中部振興局 安樂康宏
4. 議事録署名委員 藤本昭夫、須川直樹

5. 協議事項及び審議の結果

- 第1号議案 伊予灘協定海域内におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止について
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
- 第2号議案 豊前海におけるあさりの採捕の禁止等について
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
- 第3号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について
審議の結果 異議のない旨答申することに決した
- 第4号議案 区画漁業の免許について
審議の結果 異議のない旨答申することに決した
- 第5号議案 広域漁業調整委員会委員の選出について
審議の結果 選任案のとおり決した
- 第6号議案 連合海区漁業調整委員会に係る事前協議への委員派遣について
審議の結果 原案のとおり決した
- 第7号議案 大分海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正について
審議の結果 原案のとおり改正することに決した
- 第8号議案 大分海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正について
審議の結果 原案のとおり改正することに決した

6. 審議概要

- 事務局長 それではただいまから、第22期第3回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めます事務局長の大塚です。よろしく願いいたします。
- はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員15名中15名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。
- それでは、はじめに景平農林水産部審議監からごあいさつを申し上げます。

景平審議監 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。

景平審議監は所用のため、ここで退席させていただきます。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をよろしくお願いします。

議長 議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。藤本委員と須川委員をお願いします。続きまして議事に入ります。第1号議案の「伊予灘協定海域内におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止について」お諮りします。事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 議案書の3ページをお開きください。第1号議案「伊予灘協定海域内におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止について」説明します。

伊予灘では、大分、愛媛、山口3県の共通海域等について定めた「伊予灘における漁業に関する協定」が平成20年9月1日付けで発効しましたが、たちうお浮きはえなわ漁業については大分県のみが操業していたことから、協議の結果、操業を一部制限することとなり、その公的担保措置として大分海区漁業調整委員会指示を発出してきているところです。その有効期間が本年9月30日で終了することから、大分県漁業協同組合長から引き続き委員会指示発出の要望があったため、令和3年10月1日から翌年9月30日までを新たな有効期間とした委員会指示を発出するものです。

タチウオ浮きはえ縄は、長さが4千メートルから6千メートルと非常に長く、海面上を広く占有するため、他の漁業の障害となります。

このため、山口県（内海、浮きはえなわ）では平成元年から、愛媛県（たちうお浮きはえなわ）では昭和50年から委員会指示により禁止しているところです。

委員会指示の内容についてですが、4ページの伊予灘協定発効に向けた調整内容の合意事項及び担保措置方法をご覧ください。

中段の太枠の中のアンダーラインの部分が、タチウオ浮きはえ縄漁業の制限内容です。

1点目は、上段が東部海域での操業は、平成25年1月1日以降禁止するという項目です。

2点目は、下段の②当該海域の以西の協定海域を含め山口・愛媛両県距岸10キロメートル以内の操業を禁止するという項目で

す。

なお、下段の①については、東部海域での25年1月1日までの暫定措置であり、その後は先ほどの上段の東部海域の全面禁止措置へ移行しています。これらの制限について大分海区漁業調整委員会指示で担保することで合意されたものです。

5ページをご覧ください。伊予灘協定海域内の黒く塗った海域がタチウオ浮きはえ縄漁業の操業禁止区域です。

6ページをお開きください。大分県漁業協同組合長から会長あての要望書の写しです。

また、7ページは委員会指示案、告示第11号となります。

「漁業法第120条第1項の規定により、次のとおりたちうお浮きはえなわ漁業を禁止する。」としておりまして、漢数字の一は先ほどの黒く塗った海域、禁止区域について記載しています。

二の禁止期間については、令和3年10月1日から翌年9月30日までとするものです。

議 長

以上で説明を終わります。

事務局から説明がありましたが、第1号議案につきましてご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第1号議案についてお諮りします。

第1号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同

異議無し。

議 長

異議がないようですので、第1号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することといたします。

次に、第2号議案の「豊前海におけるあさりの採捕の禁止等について」お諮りします。事務局から提案理由を説明をしてください。

事務局長

議案書の8ページをお開きください。

第2号議案「豊前海におけるあさりの採捕の禁止等について」ご説明します。

大分県豊前海アサリ資源復活に向けた方針に基づく漁獲努力量の削減措置等に関する公的担保措置として発出している委員会指示の有効期間が、本年9月30日で終了することに伴い、大分県

漁業協同組合長から引き続き委員会指示発出の要望があったことから、令和3年10月1日から翌年9月30日までを新たな有効期間とした委員会指示を発出するものです。

9ページは大分県漁業協同組合長から当委員会会長あての要望書の写しです。

要望内容は、記以下に記載しており、1点目は採捕禁止区域の設定、2点目は採捕できる期間の制限、そして、3点目は採捕できるサイズの制限です。4点目は、試験研究等のための適用除外についてです。

10ページに要望1の資源供給漁場、採捕禁止区域図を載せております。

11ページには豊前海共第1号の図を掲載しています。

それでは、委員会指示の内容についてご説明いたします。1点目は場所の制限です。12ページ、13ページが委員会指示案、告示第12号となります。

「漁業法第120条第1項の規定により、次に掲げる区域においてあさりの採捕を禁止する。」としていまして、「ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。」と試験研究の適用除外について規定しています。

漢数字の一で、アサリの採捕禁止場所を記載しています。

数字1と2が宇佐市地先、3と4が豊後高田市地先の区域を表しています。

漢数字の二で、禁止期間は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの1年間としています。

次に、2点目は採捕期間の制限です。

14ページに委員会指示案、告示第13号を掲載しています。

「漁業法第120条第1項の規定により、次のとおりあさりの採捕を禁止する。」としていまして、ただし書きについては、先ほどと同じです。

漢数字の一、禁止区域を記載していますが、点イ、ロ、ハ、ニ、ホ、への各点を結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域というのが、共同漁業権の共第1号の区域でございます。

漢数字の二の禁止期間等につきましては、密漁防止のため令和3年10月1日から令和4年9月30日までの間は日没から日の出まで、つまり、周年、夜間の採捕を禁止することとなっています。また、ただし書きで10月16日から10月31日までの間は産卵期の保護を目的に終日採捕禁止としています。

次に、3点目は、殻長3センチメートル以下のアサリの採捕を禁止するものです。15ページに委員会指示案、告示第14号を掲載しています。

「漁業法第120条第1項の規定により、次のとおりかく長3センチメートル以下のあさりの採捕を禁止する。」としていまして、ただし書きについては、先ほどと同じです。

漁業調整規則第42条の殻長制限は2.5センチメートルでございしますが、それよりも大きいサイズの3センチメートル以下の採捕を禁止するものです。

漢数字の一の禁止区域は、先ほどと同じ共同漁業権の共第1号の区域です。漢数字の二の禁止期間は、令和3年10月1日から令和4年9月30日までとしています。

16ページにはこれまでの資源供給漁場の造成状況を、17ページから19ページには大分県漁協が作成した「大分県豊前海アサリ資源復活に向けた方針」を掲載しています。

19ページをご覧ください。大分県のアサリの漁獲量の推移を参考に載せております。近年は極めて低い水準で推移していることがお分かりになると思います。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、第2号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第2号議案についてお諮りします。

第2号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することにご異議はありませんか。

委員一同 異議無し。

議長 異議がないようですので、第2号議案については、原案のとおり委員会指示を発出することとします。

次に、第3号議案の「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」を審議いたします。事務局から説明してください。

事務局長 議案書の20ページをお開きください。

第3号議案 知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についてです。

小型機船底びき網漁業における手繰第2種なまここぎ網漁業及

び手繰第3種なまこけた網漁業の許可を行うにあたり、制限措置と申請期間を定める必要があるため、漁業法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項に基づき、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。

また、許可の有効期間を、大分県漁業調整規則第15条第1項で定める期間よりも短い期間で許可することについて、同じく読み替えて準用する法第46条第2項に基づき、同様に意見を求められているものです。

21ページが知事からの諮問文です。

次のページをご覧ください。まず、1の「制限措置及び申請期間の公示制度の趣旨」についてです。

これは、漁業の許可の申請を受け付ける前に、あらかじめ制限措置及び申請期間を公示し、広く周知することにより、手続の透明化を図るものです。漁業法及び漁業調整規則の規定により、制限措置は、「①漁業種類 ②許可等をすべき船舶等の数又は漁業者の数 ③船舶の総トン数 ④推進機関の馬力数 ⑤操業区域 ⑥漁業時期 ⑦漁業を営む者の資格」に関し、定めることとされています。

次に、「2 本件公示の漁業の概要」です。今回公示を行う小型機船底びき網漁業は、一つの許可で「手繰第2種なまこぎ網漁業」及び「手繰第3種なまこけた網漁業」という2種類の漁業を行うことを可能にするものです。

「手繰第2種なまこぎ網漁業」は、海底に沈めた網をひき、魚介類を袋網に追い込んでとる漁業です。「手繰第3種なまこけた網漁業」は、海底に沈めた網をひくという点では先ほど説明した漁法と同様ですが、網に「けた」と呼ばれる鉄製の枠が付いている点が異なります。いずれの漁法も、主な漁獲対象種は「なまこ」です。今回公示に至った背景としては、漁業者からの要望に伴うものであり、要望書は23ページに添付しております。

次に、「3 本件公示の制限措置の内容」ですが、詳しくは実際の公示案により説明します。

24ページをお開きください。制限措置等に関する公示文です。漁業法及び漁業調整規則の規定に基づいて、制限措置及び申請期間を知事が定める旨を記載しています。

次の25ページからが、公示する制限措置の具体的な内容(案)を記載しています。

まず、表のいちばん左の欄の「番号」は、許可毎、操業区域毎に許可方針において定めた整理番号であり、今回は「2-5-6」です。その右の欄からが具体的な制限措置の内容です。今回公示す

る許可漁業は1種類であるため、「漁業種類」は、「手繰第2（3）種なまここぎ（なまこけた）網漁業」と、まとめた表示となります。

漁業種類の右の欄の「許可等をすべき船舶の数」は、今回漁業者より要望のあった隻数に応じ、「1隻」です。この許可を受けることができる船舶の上限数は、括弧書きにしているとおり「8隻」ですが、現在許可を有している船舶は7隻であるため、許可数についても問題ありません。

次に、その右の欄の「船舶の総トン数」は「3トン未満」、「推進機関の馬力数」は「48キロワット以下。旧漁船法の馬力数では15馬力以下」です。さらに右の欄の「操業区域」は、「共第17号の共同漁業権の操業区域内」であり、別府地区沿岸が操業区域となります。26ページに図面を掲載しています。

25ページに戻っていただいて、「操業区域」の右の欄の「漁業時期」は、「11月1日から翌年の3月31日まで」の5ヶ月間です。その右の欄の「漁業を営む者の資格」は、「当該共同漁業権の組合員行使権者又は漁業権者が操業を認めた者」です。いちばん右の欄の「申請期間」は、「令和3年8月13日から同年9月13日まで」の1ヶ月間です。なお、申請期間については、漁業調整規則の規定により、原則1ヶ月以上とされています。

続いて、表の末尾をご覧ください。備考の1は、推進機関の馬力数について旧漁船法馬力数を適用する場合を記載しています。備考の2は、「この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。」とし、具体的には、従来どおりの操業時間や漁具の制限等の条件を付ける予定です。備考の3は許可の有効期間を記載しておりますが、これについては22ページにより説明いたします。

22ページに戻っていただき、「5 許可の有効期間の短縮」をご覧ください。知事許可漁業の許可の有効期間については、大分県漁業調整規則第15条第1項において規定されており、本日説明した「小型機船底びき網漁業」は5年間とされています。

一方、この期間については、同規則同条第2項により、本委員会の意見を聞いたうえで、漁業調整のため必要な限度において短縮することが可能とされています。

今回は、許可の有効期間を、許可通知日から既存の許可の満了日である令和5年10月31日までの約2年間としています。こうすることで、制限措置の変更が生じた場合も、許可の更新に合わせた一斉切り替えが可能となるため、許可の有効期間を短縮するものです。

知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間についての説明は以上です。

議長 事務局から説明がありました。第3号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第3号議案「知事許可漁業の制限措置及び申請期間並びに許可の有効期間について」は原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議無し。

議長 異議がないようですので、第3号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。

次に、第4号議案の「区画漁業の免許について」を審議いたします。事務局から説明してください。

事務局長 それでは、議案書の27ページをお開きください。

第4号議案「区画漁業の免許について」ご説明します。

区画漁業権の免許について大分県知事に申請があり、漁業法第70条の規定に基づき知事から本委員会に対し意見を求められたものです。なお、本件については、本年5月20日に開催された第2回の委員会において、免許の前段階として、免許の内容を示した海区漁場計画の作成について諮問され、委員会で異議なしとの意見を決定していただいております。

28ページが知事からの諮問文の写しで、続く29ページから31ページまでが公示した海区漁場計画の内容です。

それでは、32ページをお開きください。ここから3ページにわたって、公示した4件の海区漁場計画の漁場の位置・区域等を記載した資料です。

おさらいしますと、まず、32ページの区第1701号・1702号です。漁場の位置は、別府市上人ヶ浜の北側の海面、上人ヶ浜町の地先です。図中の赤色で塗られた範囲にひじき養殖業の区画漁業権を新たに設定します。

当初は、これら2区画をひとつとして設定する予定でしたが、現地調査等の結果、同区域に別府市が設置した魚礁があることが判明し、そこを避けるため、このような形に設定したところで

す。

この海域において、県の実施したひじきの試験養殖の結果が良

好であったことから、この地区の漁業者が新たにひじき養殖を行うため、県漁協を通じて新たな区画漁業権の設定の要望があったものです。

次に、33ページの区第1703号です。こちらと同じく別府市ですが、先ほど説明した区画の南、北石垣の地先の赤色で塗られた範囲に、ひじき養殖業の区画漁業権を新たに設定するものです。

設定の理由は、先ほどの漁場と同様に、県漁協を通じて漁業者から要望があったためです。

以上が、別府市に関する漁場です。

続いて、別の新規の漁場について、34ページをご覧ください。

こちらは佐伯市蒲江の「屋形島」という島の西側に、区第4553号・ひおうぎがい養殖業の区画漁業権を新たに設定します。先ほどの漁場と同様に、漁業者から県漁協を通じ、設定の要望があったもので、赤色の範囲が漁場区域となります。

35ページをお開きください。漁業権免許の流れです。漁業権の免許は、上段の海区漁場計画の決定と下段の免許の二段階の手続で行われます。また、右側には、本件の、これまでの経過も含めたスケジュールを記載しています。

先ほど申し上げましたとおり、いずれの区画についても本年5月の委員会に諮問があり、異議ない旨の本委員会からの答申を踏まえまして、知事は、海区漁場計画の公示をそれぞれ、6月18日付けで行っております。

今回は、下段の免許についての諮問です。免許を受けようとする者は、公示された申請期間中に知事に免許を申請します。知事は、申請者の適格性の審査を行いまして、濃く色付けしている箇所にあるとおり、本日の委員会に諮問した上で、免許するか否かを決定します。

なお、海区漁場計画の公示から免許までは3ヶ月以上の期間をとることが法で定められているため、免許の日付は10月1日を予定しております。免許の流れについては以上です。

続いて、36ページをご覧ください。免許に当たって審査すべき事項である適格性について記載しております。

まず、1の適格性についてです。漁業法第71条第1項では、申請者が適格性を有する者ではない場合には免許しないこととされています。今回のように、組合に免許する団体漁業権の場合には、次の①及び②の要件を満たす漁協に適格性が認められます。なお、これらの要件については、申請者の適格性のところで具体

的に説明します。

次に、2の免許をすべき者の決定についてです。県知事は、漁業法第71条第1項に規定する欠格要件に該当する場合を除き、免許をしなければいけません。また、免許申請が複数あったときは、漁業法第73条第2項に定める者に免許をすることとなります。

具体的には、①のように、漁業権満了時に、既存漁場とおおむね等しいと認められる漁業権で、すでにその漁業権を有している者からの申請がある場合、申請者が適切かつ有効に当該漁場を活用しているのであれば、当該申請者に免許します。

このような場合以外であれば、免許の内容である漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上等、その他の地域の水産業の発展に最も資すると認められる者に免許します。

これらを踏まえ、3をご覧ください。本件免許申請の適格性についてです。今回は、4件の区画漁業権について、それぞれ大分県漁協1者のみから免許申請がありました。したがって、2の審査の必要はありません。知事は、同組合が適格性を有する者として認められれば同組合に免許をすることになります。

本件諮問は、免許に当たり、大分県漁協が免許の適格性を有すると認めて免許することについて、本委員会に意見を聴くものです。

それでは、37ページをご覧ください。大分県漁業協同組合の適格性の審査結果について整理したものです。「免許の適格性」の欄をご覧ください。同欄の①及び②を満たす漁業協同組合であれば、適格性を有するものと認められます。

まず、「①関係地区の全部又は一部をその地区内に含むこと」です。本件漁場が属する関係地区は、表の左から3番目の欄にありますとおり、「別府市」及び「佐伯市蒲江大字蒲江浦及び猪串浦」であり、大分県漁業協同組合はこれら地区の全部をその地区内に含んでいます。

次に、②は新規漁場と既存漁場に分かれており、本件はすべて新規漁場ですので、その要件のみ確認します。要件は、「関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の3分の2以上（世帯単位）を組合に含むこと」です。新規漁場の場合、関係地区内に住所を有し、90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の3分の2以上がその漁協に所属していることが必要です。本件の場合、関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の世帯の数が区第1701号は46世帯、区第1702号が46世帯、区第1703号が46世帯、区第4553号が

82世帯で、いずれもその全部の世帯が大分県漁協の組合員です。したがって、所属世帯は3分の2を超えています。

以上のように、大分県漁業協同組合は、①と②の要件を満たす漁業協同組合であり、免許の適格性を有すると認められます。

なお、参考として、一番右の「漁協総会の手続」の欄をご覧ください。漁業協同組合が漁業権の設定を受けようとする場合は、水産業協同組合法で、総会において正組合員の半数以上が出席し、その3分の2以上による議決を経ること、いわゆる特別決議が必要とされています。本件免許申請については、正組合員2,798名のうち、表の一番上の区第1701号では2,262名が出席し、その中で賛成した者が2,224名であったこと、また、その他3件の区画についてもご覧のとおりのお出席者及び賛成者であったことを大分県漁協総会の議事録により確認しました。したがって、正組合員の半数以上が出席し、その3分の2以上による議決を経ています。

以上のとおり、大分県漁業協同組合は、免許の適格性を有していると認められ、ほかに競願の申請者はありません。また、漁協の意思決定手続は法の規定に沿っており問題ありません。これらの点につき、本委員会でご審議いただき、特に問題がないようであれば、知事が大分県漁業協同組合に本件区画漁業権を免許することに特に異議はないとの意見を決定していただきますようお願いいたします。以上です。

議長 　　ただいま事務局から説明がありました。第4号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

清家委員 　申請者が大分県漁協と言っていますが、誰がやろうとしているのですか。

事務局長 　誰が行使するのかというのは、漁業権の免許をした後に漁協の中で行使規則を定めて、その行使規則に沿って養殖をする人を決めていくという手続になります。

清家委員 　各地区の人が納得しているどうか分からないのにここで良いですよと決めても後々問題が起こると思うのですが。

事務局長 　県漁協の総会の議案に上がるときは、当然地区からの要望があつて上がってくるものですので、こちらでも漁場計画を立てる時にヒアリング等しますし、その時に各支店の中できち

んと同意が取れているのかというのは、チェックをしていますが、実際の手続き上は免許するときに、各支店で同意を取れている状態になっています。

清家委員 それが大丈夫なら良いと思います。

議 長 よろしいですか。他にご意見もないようですので、第4号議案「区画漁業の免許について」は原案のとおり異議ない旨知事に答申することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議無し。

議 長 異議がないようですので、第4号議案については原案のとおり異議ない旨知事に答申することといたします。

次に、第5号議案の「広域漁業調整委員会の次期委員について」を審議します。

事務局から提案理由を説明してください。

事務局長 それでは議案書の38ページをご覧ください。漁業法第153条の規定に基づき設置されています太平洋広域漁業調整委員会と瀬戸内海広域漁業調整委員会について、同法第153条の規定により本海区からこの2つの広域漁業調整委員会の委員として、1名ずつ互選していただくことについて、お諮りするものです。

これらの広域委員会の任期が本年9月30日で満了することから、39ページから40ページにありますように、水産庁のそれぞれの所属機関から各委員を7月末日までに報告するようとの通知が来ています。

41ページをお開きください。現在、瀬戸内海沿岸11府県で構成されています瀬戸内海広域漁業調整委員会には藤本委員が、また、太平洋沿岸18都道府県で構成されています太平洋広域漁業調整委員会には小野会長が選任されています。

次の42ページは、参考としまして、本年4月14日開催の第1回委員会で選出されました各委員さんの連合海区の担当表を掲載しております。次の43ページは参考として、漁業法の条文を載せており、関係する箇所を太字で記載しています。

事務局で事前に小野会長、藤本委員に相談したところ、お二人とも次期委員は他の方をお願いしたいというご意向でしたので、後任の委員について事務局で調整を行い事務局案を用意しまし

た。

広域に及ぶ議案を審議することから引き続き学識委員の方にお願ひすることが妥当であると考え、太平洋広域漁業調整委員会は「濱田委員」に、瀬戸内海広域漁業調整委員会については、「本庄委員」にそれぞれお願いしたいと考えております。以上で説明を終わります。

議長 　　ただいま提示のありました選任案についてご異議、ご質問はありませんか。

委員一同 　　異議無し。

議長 　　ご異議がないようですので、いま説明があったように各委員さん方がそれぞれの広域漁業調整委員会の委員に就任することに決定いたします。

次に、第6号議案の「連合海区漁業調整委員会に係る事前協議への委員派遣について」、お諮りします。事務局から提案理由を説明をしてください。

事務局長 　　議案書の44ページをご覧ください。本年度も8月以降に周防灘、伊予灘、豊予連合海区漁業調整委員会が予定されています。各連合海区漁業調整委員会をスムーズに運営するため、これに関連する事前協議等に例年どおり委員を派遣したいと考えています。まず、周防灘関係で、小型底びき網の操業状況等に関する県内漁業者からの聞き取りに渡邊委員を、次に豊予の関係で、一本釣り、はえなわ、それからまき網を含みますが、それらの漁業の入漁に関する愛媛との事前協議に疋田委員と須川委員を派遣する予定です。

出席する委員の方には報酬及び費用弁償を支給しますが、その根拠として、こういった派遣について委員会規程には記述がありません。

このため、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮り会長が定めるといふ委員会規程第15条に基づき、お諮りするものです。

なお、記述以外に委員派遣が必要になった場合は、事務局が会長と協議のうえ決定することも合わせてご承認いただければと思います。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、第6号議案につきましてご意見・ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、第6号議案の「連合海区漁業調整委員会に係る事前協議への委員派遣について」は原案のとおり承認することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議無し。

議 長 異議がないようですので、第6号議案については原案のとおり承認することといたします。

議 長 次に、第7号議案の「大分海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正について」と第8号議案の「大分海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正について」は、関連がありますので、一括して審議することとします。事務局は提案理由を説明してください。

事務局長 45ページをお開きください。

第7号議案「大分海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開等に関する規程」につきましては、大分県情報公開条例に基づきまして、平成13年3月に大分海区漁業調整委員会が制定したもので、委員会が管理する公文書の公開等について規定しています。

次のページの改正の概要をご覧ください。

当規程の基となる大分県情報公開条例は、情報公開の総合的な実施に関し必要な事項を定めていますが、第7条では公文書の公開義務の範囲を規定しております。その中で実施機関が定める法人の役員又は職員の氏名は非公開とされており、実施機関の1つである海区漁業調整委員会では、当規程の第3条第2項で、「財団法人暴力追放大分県民会議」を法人として定めています。この法人が「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に名称変更したため、該当部分を改正するものです。

具体的な変更内容について説明します。

議案書の47ページの新旧対照表をご覧ください。上の欄が改正案で下の欄が現行となり、上の欄の傍線を引いている「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」が今回名称を変更したものです。

次のページをご覧ください。今回の改正については、大分県報に登載して公示する予定ですが、これが告示する改正案となります。

す。この規程の施行につきましては、公示日の予定です。

続いて議案書の49ページをご覧ください。第8号議案の「大分海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正について」ですが、本規程につきましては、大分県個人情報保護条例に基づきまして、平成14年5月に大分海区漁業調整委員会が制定したもので、委員会が保有する個人情報の開示等について規定しています。

当規程につきましても先ほどご説明したとおり、実施機関が定める法人として「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を定めていますが、当該法人が「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に名称変更したため、該当部分を改正するものです。

議案書の50ページの新旧対照表をご覧ください。上の欄が改正案で下の欄が現行となっております。次のページが告示する改正案となります。

資料①、資料②として、改正後の規程を参考につけていますので、後ほどご一読下さい。変更をした箇所を赤字にしています。

なお、それぞれの規程については、現在、法令担当課が審査しているところで、指摘等により、字句の修正など内容に変更を伴わない軽微な修正については、事務局に一任いただくことをご了承いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長 事務局から説明がありました。ご意見、ご質問はありませんか。

阿部副会長 議案書48ページの改正の案ですが、第3条第2項中とあるのは、資料を見ると第3条の2第2項ではないですか。

事務局長 今回改正する条項は、第7号議案の公文書の公開等に関する規程が第3条第2項で、第8号議案の個人情報の保護等に関する規程が第3条の2第2項となります。

阿部副会長 分かりました。

議長 よろしいですか。他にご意見ございませんか。
まず、第7号議案についてお諮りいたします。第7号議案については、原案のとおり改正することを承認することでご異議ありませんか。

委員一同 異議無し。

議長 異議がないようですので、第7号議案については、原案のとおり承認することとします。

次に、第8号議案について、原案のとおり改正することを承認することで、ご異議はありませんか。

委員一同 異議無し。

議長 異議がないようですので、第8号議案については、原案のとおり承認することとします。

次に報告事項ですが、「令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議への要望事項等について」事務局から報告して下さい。

事務局長 議案書の52ページをご覧ください。令和3年10月28日（木）から29日（金）にかけて那覇市で開催される令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に要望をするものです。事務局で検討した結果、要望を2つあげたいと考えております。

一つ目の要望事項は、「新たな漁業関係法令の改正について」です。

海区漁業調整委員会制度については、令和2年12月に改正漁業法が施行され、新たな制度が開始されるとともに、令和3年4月からは新たな体制で海区漁業調整委員会が運営されていることから、その適切な運営が確保されるよう、国は、海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うことが重要になると考えられるため、要望するものです。

二つ目の要望事項は、「改正漁業法における新たな資源管理措置等について」です。

水産政策改革の流れの中で、国はTAC管理の強化による水産資源の回復を推進することとしており、資源評価対象魚種を順次拡大しているところです。今後、各海区の漁業調整委員会でこれらの管理について議論がなされることとなりますが、新たな基準の考え方や有効性、漁獲制限を余儀なくされたときの経営支援策等

について、十分な情報提供と丁寧な合意形成が必要となると考えられるため、要望するものです。以上です。

議長 ただいまの報告にご質問はありませんか。
特にありませんので、次の「令和3年度第57回全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」事務局から報告して下さい。

事務局長 資料③をご覧ください。5月21日、令和3年度第57回全国海区漁業調整委員会連合会通常総会が開催されましたので概要を報告します。今年度も新型コロナウイルス感染拡大の懸念から書面議決となりました。

資料③の1ページをお開きください。議案につきましては、第1号議案で事業報告、収支決算、第2号議案で事業計画、収支予算書が原案どおり承認されています。新型コロナウイルス感染症への対応により、記念式典が見送られたことから、「70周年記念誌」を発行する予定となっています。

第3号議案では水産庁や国土交通省などに対して全漁調連として要望する内容が、原案どおり承認されています。

第4号議案の次期総会の開催地として、宮城県に決定されています。

第5号議案の次期役員選出については、大分海区から小野会長が監事として選出されております。

なお、昨年の通常総会において、海区委員会の運営について功績が顕著であったとして藤本委員と小野会長に農林水産大臣及び水産庁長官から感謝状が贈呈される予定となっておりましたが、コロナ禍による書面開催のため、今年度に延期されておりました。しかし今年度の通常総会も書面開催となったため、感謝状は各海区へ配送されましたので、本日、この場をお借りしてお二人にお渡ししたいと考えております。

漁業管理課の高野課長が代理で感謝状を贈呈しますので、小野会長と藤本委員はステージへお上がりください。

(感謝状贈呈)

永年にわたる委員会運営へのご協力に対し、事務局からも深く感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

報告は以上でございます。

議長 ただいまの報告にご質問はありませんか。

それでは、以上で本日予定していた議案、報告すべて終了しましたので、委員会を終了します。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第3回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和3年7月28日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員